住宅リフォーム助成事業のお知らせ

町民の居住環境の向上と地域経済の活性化対策の一環として、住宅を持つ町民の方が町内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム費用の一部を助成する事業を平成２５年度から実施していますが、**平成３０年度まで期間を延長します。**

■助成対象者

次の要件をすべて満たす方

①町内在住で、住民登録をしている個人

②住宅リフォームを行う住宅の所有者で、かつ、その住宅に現に居住している方

③本人及び同一世帯に属する方全員が、町税や町に納付すべき使用料等を滞納していないこと

※これまでは、同一住宅及び同一人の助成は１回限りとしていましたが、既に助成を受けたことがある方も申請が可能となります。

■助成対象住宅

町内に建設されている専用・併用住宅（店舗併用住宅の住宅部分を含み、アパートは除きます）で、所有者が自ら居住している住宅

■町内施工業者

町内に事業所、営業所を持つ法人や町内に住所を有し、町内で営業している個人事業者

■対象工事

次の要件をすべて満たすこと。

①助成金の交付決定前に住宅リフォーム工事に着手していないこと

②申請する年度の年度末（３月３１日）までに工事が完了し、完了届が提出できること

③住宅の増築工事・改築・修繕工事で、工事費などの事業費（税別）が３０万円以上のもの

新築工事や解体のみの工事、車庫・物置等の工事や外構工事、その他の助成金、交付金等の交付を受けた工事に要した費用は助成事業の対象となりません。

■助成金額

住宅リフォーム工事費など事業費（税別）の２０％（助成金の上限額３０万円）※千円未満の端数は切捨て

■助成期間

平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日まで

■申請の流れと申請に必要な書類

①リフォーム内容の確定（町内施工業者と十分に相談）

②交付申請

③申請内容の審査

④助成金の交付決定（決定通知書を送付）

⑤工事着手

⑥工事完了

⑦完了検査

⑧助成金額の確定（確定通知書を送付）

⑨助成金の交付

■助成希望者の受付・申請・問合せ先

今金町役場　まちづくり推進課　商工観光グループ

電話　82-0111　内線 136